

# 原産地証明書及び加工証明書管理弁法

2002年12月25日経貿字第09104631580号令全文20条発布

2004年3月31日経貿字第09304602980号令修正第11条、第15条、第19条条文発布

2004年8月11日経貿字第09304606300号令修正第4条、第9条、第12条、第13条、第17条及び第19条の1発布

2005年8月23日経貿字第09404606920号令発布

2008年2月18日経貿字第09704600560号令発布

2010年7月20日経貿字第09904604380号令発布

第1条 本弁法は、貿易法（以下、本法）第20条の2第4項の規定に基づいて定める。

第2条 原産地証明書は、わが国を原産地とする原産地証明書と外国を原産地とする原産地証明書に分けられる。

外国を原産地とする原産地証明書は、外国商品の再輸出に係る原産地証明書、及び商品が第三国から輸入国に直接輸送される際の原産地証明書に分けられる。

第3条 輸出商品がわが国を原産地とする場合、以下に列挙する状況のいずれかに符合しなければならない。

1. 商品がわが国の国内で完全に取得された、又は完全に生産された場合。
2. 商品の加工、製造又は原材料について、わが国と他国・地域が共同で関与している場合には、わが国国内で最終的に実質的な変更がなされた場合に限る。

第4条 前条第1号でいう完全に取得された、又は完全に生産された商品とは以下の通りである。

1. わが国の国内において採掘された鉱産物。
2. わが国の国内において収穫又は採集された植物産品。
3. わが国の国内において出生し飼育され、生きている動物。
4. わが国の国内において、生きている動物から得られた産品。
5. わが国の国内において狩猟又は漁労によって得られた産品。
6. わが国において登録、登記した船舶が海水域で得た漁獲物及びその他産品又はそれを材料として製造された産品。
7. わが国領海外において、採掘権を有する海底の土壌又は下層土から掘り出された産品。
8. わが国の国内において収集され、原材料回収中にのみ用いられる使用済み物品又は製造過程で生じた残余物、廃品。

9. わが国の国内において、前 8 号の生産から得られた商品。

第 5 条 第 3 条第 2 号でいう実質的変更とは、経済部国際貿易局（以下、貿易局）が輸入国の規定する要求に合わせるため、又は商品の特性上、又は特定地域が別途認定した場合を除き、以下に掲げる状況を指す。

1. 原材料の加工又は製造後に生じた商品とその原材料が帰属するわが国の税関の輸入税則番号 6 桁コードが異なる場合。
2. 商品の加工又は製造では前号に述べるコードの変更は生じないが、既に重要な製造工程を完了した、又は付加価値率が百分の三十五を超える場合。

前項第 2 号の付加価値率の計算公式は、以下の通り。

【商品輸出価格 (F. O. B.) ー直接、間接の輸入原材料及び部品価格 (C. I. F.)】 / 【商品輸出価格 (F. O. B.)】

第 1 項の商品に対し、以下に列挙する作業を行うのみであれば、実質的な変更作業と認定することはできない。

1. 運送又は蔵置期間に必要とする保存作業。
2. 商品の販売又は積み出しのための分類、等級付け、分包、包装、記号付け、ラベルの貼り直し等の作業。
3. 商品の組み合わせ又は混合の作業、組み合わせ後又は混合後の商品と組み合わせられた又は混合された商品の特性に重大な差異を生じない。
4. 簡単な切断、簡単な接合、取り付け、組み立て等の加工作業。
5. 検査、簡単な乾燥、希釈又は濃縮作業を行うが、その性質が変わらない。

第 6 条 外国商品の再輸出に係る原産地証明書は、以下に掲げる文書のいずれかに記載されている原産国を原産地としなければならない。

1. 原産国の原産地証明書。
2. 原輸入申書のコピー。
3. その他、貿易局が許可した輸入に関する証明文書。

商品が第三国から直接、輸入国に輸送される際の原産地証明書は、原産国の原産地証明書に記載された原産国を原産地とする。

第 7 条 外国商品がわが国で加工した後に再輸出される際、その加工が第 3 条第 2 号の状況に符合しない場合、わが国において加工したという加工証明書を申請しなければならない。

第 8 条 本法第 20 条の 2 第 1 項又は第 2 項の本文に基づいて、原産地証明書又は加工証明書を発行する財団法人、工業団体、商業団体、農会、漁会、省級以上の農業合作社又は省級以上の農産品生産販売協会は、以下に掲げる条件に

符合しなければならない。

1. 財団法人

- (1) 経済部が監督する経済事務の財団法人。
- (2) 寄付行為規程の業務項目に、政府の委託を受けて産業が必要とする関連の証明書を発行することが含まれている。

2. 商工業団体

- (1) 最近2年間に民間団体の主務官庁の評価が甲等以上、又は民間団体の主務官庁が最近2年間の業務運営が正常であると認定した。
- (2) 前年1年間に貿易局から6カ月以上の原産地証明書又は加工証明書の発行停止処分を受けていない、又は委託終了の記録がない。

3. 農会

- (1) 県（市）級以上の農会。
- (2) 最近2年間にその主務官庁の評価が甲等以上、又は最近2年間の業務運営が正常であると認定された。
- (3) 組織規程の業務項目に、政府からの委託又はその主務官庁から特別許可を得て取り扱う事項が含まれている。
- (4) 前年1年間に貿易局から6カ月以上の原産地証明書又は加工証明書の発行停止処分を受けていない、又は委託終了の記録がない。

4. 漁会、省級以上の農業合作社又は省級以上の農産品生産販売協会

- (1) 最近2年間にその主管官庁の評価が甲等以上、又は最近2年間の協会（合作社）の業務運営が正常であると認定された。
- (2) 組織規程の業務項目に、政府からの委託又はその主務官庁から特別許可を得て取り扱う事項が含まれている。
- (3) 前年1年間に貿易局から6カ月以上の原産地証明書又は加工証明書の発行停止処分を受けていない、又は委託終了の記録がない。

第9条 工業団体、商業団体、農会、漁会、省級以上の農業合作社又は省級以上の農産品生産販売協会は、前条の発給条件に符合した場合、貿易局に本法第20条の2第2項但書の特定原産地証明書の発行許可を申請することができる。但し、発給機関が以下に掲げる状況のいずれかに該当する場合、貿易局は許可しないことができる。

1. 国際条約、協定、国際組織の規範又は外国政府の要求に符合しない。
2. 発給機関が申請する前年1年間に原産地証明書発行停止の処分を受けている。
3. 発給機関が申請する前年1年間に原産地証明書を発行した記録がない。

貿易局から特定原産地証明書発行の許可を受けた発給機関は、本法第28条第3項の規定により、特定原産地証明書発行停止の処分を受け、発給停止期間の満了後、特定原産地証明書の発行を希望する場合、前項の規定に基づいてあらためて申請しなければならない。

第10条 財団法人、工業団体、商業団体、農会、漁会、省級以上の農業合作社又は省級以上の農産品生産販売協会が本法第20条の2第1項又は第2項に基づいて原産地証明書又は加工証明書を発行する場合、事前に下記に掲げる文書を貿易局に提出して審査を受けなければならない。

1. 法に基づき許可を得て設立し、第8条又は第9条の条件に符合する証明文書。
2. 原産地証明書又は加工証明書に使用する発給機関の捺印及び発行担当者の署名と印章の見本。
3. 貿易局の規定に符合する原産地証明書又は加工証明書の発行に係るソフト、ハード設備のリスト。
4. 原産地証明書又は加工証明書のオンライン作業システム使用申請書。

本弁法が2010年7月20日に改正される前に、既に本法第20条の2第2項の原産地証明書の発給機関になっており、当該日の前年1年間に6カ月以上の原産地証明書発行停止処分を受けていない場合、加工証明書に使用する発給機関の捺印及び発行担当者の署名・印章の見本を貿易局に提出して加工証明書発行に係る審査を受けなければならない。その際、前項の規定は適用しない。

前2項の発行担当者の署名・印章の見本は、審査のために提出する際、原産地証明書又は加工証明書に使用するものと同じである旨表明した場合、当該文書の提出を免除することができる。

第1項及び第2項の原産地証明書又は加工証明書に使用する発給機関の捺印及び発行担当者の署名・印章の見本を変更する時は、先ず、貿易局に提出して変更手続を行わなければならない。

第11条 本弁法でいう原産地証明書及び加工証明書の申請者（以下、申請者と称する）とは、輸出商品の国内における実際の輸出者を指す。但し、貿易局が許可した特別案件についてはこの限りでない。

商品が第三国から直接、輸入国に輸送される際の原産地証明書の申請者は、国内の売り手を指す。

第12条 申請者及び発給機関は、貿易局の同意を得た場合を除き、電子データの伝送方式によって、貿易局が構築した原産地証明書・加工証明書オンライン作業システム（以下、作業システム）を通じて、原産地証明書又は加工

証明書の申請、及び発行業務を取り扱う。但し、貿易局のコンピュータシステムが故障した時は、先ず書面による方式で取り扱わなければならない。

第 13 条 申請者は、以下に掲げる方式で前条の電子データを伝送しなければならない。

1. 貿易局のウェブサイトアクセスして登録し、原産地証明書又は加工証明書のデータを伝送する。
2. 便捷貿 e ネットサービス窓口を通じて原産地証明書又は加工証明書のデータを伝送する。

第 14 条 申請者は、作業システムを通じて証明書の申請手続を行う前に、経済部が交付した工商業証明書を使用する場合を除き、先ず、貿易局のウェブサイトアクセスし、貿易局に使用者識別コードとパスワードを申請しなければならない。

前項の申請者が輸出入業者の資格を具えていない場合は、関連する証明文書を提出しなければならない。

第 15 条 電子データで伝送する原産地証明書又は加工証明書の申請案件は、発給機関がコンピュータ記録を審査した後、送達されたとみなす。

前項の原産地証明書又は加工証明書の申請書が発給機関に送達された後、申請者は内容を修正することができない。

第 1 項の原産地証明書又は加工証明書の申請案件が発給機関によって承認された後、申請者は原産地証明書又は加工証明書の印刷を申請するか、原産地証明書又は加工証明書の電子データを通関のネット業者に提供するよう申請して、多国間の伝送に使用することができる。

発給機関が発行する原産地証明書又は加工証明書の部数は、正本 3 部及び副本 6 部以内とする。印字が不鮮明な場合、又はその他正当かつ合理性のある理由により、正本 5 部及び副本 10 部まで増やすことができる。但し、貿易局が特別案件として許可した場合は、許可文書に基づいて取り扱う。

原産地証明書又は加工証明書は、発給機関の捺印及び発行担当者の署名・捺印がなされた後、効力が生じる。

第 16 条 わが国を原産地とする原産地証明書を申請する時、申請書の内容には以下に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 申請者、輸出者及び商品製造メーカーの氏名、住所、身分証番号。  
業者の場合はその名称、住所及び統一番号。
2. 外国の輸入者の名称及び住所。
3. 商品分類コード、名称及び数量。

4. 輸出港及び目的地の国名と港。

外国を原産地とする原産地証明書を申請する時、申請書の内容には以下に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 申請者及び輸出者の氏名、住所、身分証番号。業者の場合はその名称、住所及び統一番号。
2. 外国の輸入者の名称及び住所。
3. 商品分類コード、名称及び数量。
4. 輸出港及び目的地の国名と港又は中継港。
5. 原産国。
6. 外国商品を再輸出する場合、原輸入申告書の番号又はその他、貿易局が許可した輸入に関する証明文書。商品を第三国から直接、輸入国に輸送する場合は、その原産国又は第三国の原産地証明書の番号及び第三国の船荷証券の番号又は輸出入地の運送証券の番号。

原産地証明書には番号及び発行年月日が必要ではない。

原産地証明書が2ページ以上の時、割印を押印しなければならない。

原産地証明書の書式は、貿易局が各商品又は用途に応じて、それぞれ定める。

第 17 条 わが国を原産地とする原産地証明書の申請は、第 23 条第 1 項の規定に符合する場合を除き、税関が商品の通関を許可した後に行い、申請時、以下に掲げる資料を発給機関に提出しなければならない。但し、作業システムを通じて登録し、照会した資料はこの限りでない。

1. 原産地証明書申請書。
2. 税関に申告した際の輸出申告書のコピー又はその他、輸出に関する証明文書。第四条第六号又は第七号に該当する産品がわが国の領域外で販売される場合は、輸出申告書のコピーの添付を免除することができる。但し、その証明文書を添付しなければならない。
3. その他、関連規定によって添付すべき文書。

第 18 条 外国商品の再輸出に係る原産地証明書の申請は、第 23 条第 1 項の規定に符合する場合を除き、税関が商品の通関を許可した後に行い、以下に掲げる資料を添付しなければならない。但し、作業システムを通じて登録し、照会した資料はこの限りでない。

1. 原産地証明書申請書。
2. 税関に申告した際の原輸入申告書のコピー又はその他、貿易局が許可した輸入に関する証明文書。
3. 税関に申告した際の輸出申告書のコピー。

4. その他、規定によって添付すべき文書。

第 19 条 商品を第三国から直接、輸入国に輸送する際、原産地証明書を申請する場合、以下に掲げる資料を提出しなければならない。

1. 原産地証明書申請書。
2. 原産国又は第三国の原産地証明書のコピー。
3. 第三国の船荷証券のコピー又は輸出入地の運送証券のコピー。
4. その他、規定によって添付すべき文書。

第 20 条 外国商品をわが国の港で積み替えて他国に輸送する際、外国商品の再輸出における原産地証明書の申請をする場合、申請者は税関が商品の通関を許可した後に行い、以下に掲げる資料を提出しなければならない。但し、作業システムを通じて登録し、照会した資料はこの限りでない。

1. 外国を原産地とする原産地証明書の申請書。
2. 税関に申告又は通報した際の中継輸送許可書のコピー。
3. 原輸出国の産地証明書のコピー。
4. その他、貿易局が許可した特別案件に関する証明資料。

第 21 条 申請者が加工証明書を申請する時、その申請書の内容は以下に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 申請者、輸出者及び商品の加工業者の氏名、住所、身分証番号。業者の場合はその名称、住所及び統一番号。
2. 外国の輸入者の名称及び住所。
3. 商品分類コード、名称及び数量。
4. 輸出港及び目的地の国名と港。
5. 原産国。
6. 原産国の原産地証明書の番号、原輸入申告書の番号又はその他、貿易局が許可した輸入に関する証明文書。

加工証明書は番号及び発行年月日がなければならない。

加工証明書が2ページ以上の場合、割印を押印しなければならない。

加工証明書の書式は貿易局が定める。

第 22 条 加工証明書を申請する時、第 23 条第 1 項の規定に符合する場合を除き、税関が商品の通関を許可した後に行い、申請時には以下に掲げる資料を発給機関に提出しなければならない。但し、作業システムを通じて登録し、照会した資料はこの限りでない。

1. 加工証明書申請書。
2. 原産国の原産地証明書のコピー、原輸入申告書のコピー又はその他、貿易局が許可した輸入に関する証明文書。

3. 税関に申告した際の輸出申告書のコピー又はその他、輸出に関する証明文書。
4. その他、規定によって添付すべき文書。

第 23 条 以下に掲げる状況のいずれかに該当する場合、申請者は税関が商品の通関を許可する前に、わが国を原産地とする原産地証明書、外国を原産地とする原産地証明書又は加工証明書を申請しなければならない。

1. 輸入国政府の要求により、原産地証明書又は加工証明書を添付して輸入許可を申請しなければならない場合。
2. 原産地証明書又は加工証明書を商品とともに輸送しなければならないが、商品を税関に申告して既に倉庫に入庫したが、輸出申告書が通関許可を得ていない、又は輸送期間が 3 日以内の場合。
3. 優良企業輸出入貨物通関弁法に基づき、税関に優良企業として申請し、認可を得ている場合。
4. その他、貿易局の公告又は貿易局が特別案件として許可した場合。

前項の申請の際、以下に掲げる資料を発給機関に提出しなければならない。但し、作業システムを通じて登録し、照会した資料はこの限りでない。

1. 原産地証明書又は加工証明書の申請書。
2. 輸出入業者の登記、会社登記、商業登記に関する証明文書のコピー又はその他貿易局が指定した関連文書。
3. 前項の条件に符合する関連の証明文書。
4. 商業インボイス又は取引契約文書。
5. 外国商品の再輸出における原産地証明書又は加工証明書は、別途、原輸入申告書のコピー又はその他輸入に関する証明文書を添付しなければならない。
6. その他、規定により添付すべき文書。

申請者は、前項の原産地証明書又は加工証明書の発行後 30 日以内又は貿易局が公告した期限内に作業システムを通じて、税関が通関を許可した輸出申告書の番号及び項目を入力し、又は輸出に関する証明文書を原発給機関に提出して補充手続をとらなければならない。前掲の公告は政府公報に掲載される。

第 24 条 申請者が以下に掲げる状況のいずれかに該当する場合、発給機関はその前条の申請を受理してはならない。

1. 貿易局から輸出入業者登記の取り消し、廃止又は無効とされ、又は輸出停止処分を受けた申請者。

2. 申請者が前条に規定される 30 日以内又は貿易局が公告した期限内に補充手続をとらない。

第 25 条 申請者が商品輸出許可から 60 日後に原産地証明書又は加工証明書を申請する時には、税関が交付した輸出申告書証明書を提出しなければならない。但し、作業システムを通じて照会した資料はこの限りでない。

第 26 条 原産地証明書又は加工証明書の輸出者の名称欄に申請者又は輸出申告書の買い手以外の第三者を記入する時、本弁法の関連規定に基づいて手続を行う場合を除き、別途、申請者と当該第三者の取引に関する証明文書のコピーを提出するか、別途、貿易局が特別案件として許可した文書を添付し、それに基づいて手続を行う。

第 27 条 原産地証明書又は加工証明書の無効又は無効（返還）として書き換えを申請する場合、申請者は以前発行された原産地証明書又は加工証明書の正本全数を原発給機関に提出して申請手続を行う。全数を添付できない場合は貿易局の特別案件許可文書を添付して、それに基づいて手続を行う。

原産地証明書又は加工証明書を遺失し、再発行を申請する場合、申請者は状況を説明する資料を原発給機関に提出して申請手続を行う。再発行後にさらに遺失による再発行を申請する場合は、貿易局の特別案件許可文書を添付して、それに基づいて手続を行う。

原産地証明書又は加工証明書の無効、無効（返還）として書き換え、又は遺失による再発行を申請する場合、発給機関が発行した日から 2 年以内とする。

第 28 条 原産地証明書又は加工証明書は書き直しをしてはならない。書き直しされたものは無効となる。

第 29 条 発給機関は申請者が提出した申請資料に対し、守秘の責任を負う。

申請者が提出した書面による資料については、発給機関は発行日から 2 年間保存し、貿易局の照合作業に供する。期間経過後は廃棄する。

原産地証明書又は加工証明書の電子データは発行日から 5 年間保存し、期間経過後は廃棄する。

第 30 条 貿易局は随時、係員を発給機関に派遣してその発行作業を点検することができる。

発給機関は、申請者が原産地証明書又は加工証明書の発行を申請した際、虚偽不実の事情を発見した、又は原産地の認定に疑問を持った時、貿易局に報告してその処理を求めなければならない。

第 31 条 貿易局は申請者に対して、原産地証明書に係る商品の出所を証明する文書資料又は加工証明書に係る加工証明の文書資料を提出するよう要求し、

その原産地又は加工の事実を調査し確認することができる。前項の文書資料については、申請者は発行日から5年間保存しなければならない。

第32条 発給機関が発行する原産地証明書又は加工証明書の手数料は1件につきNT\$250とする。返還による書き換え又は遺失による再発行は手数料を徴収しない。

第33条 第3条から第5条、第8条、第15条から第18条、第23条から第29条までの事項は国際条約、協定、協議又はその授權により合意した文書に規定がある場合、これを適用しない。国際条約、協定、協議又はその授權により合意した文書に規定がない場合は、本弁法の規定に基づいて取り扱うものとする。

第34条 本弁法は発布日から施行する。但し、第7条、第13条、第22条及び第23条の加工証明書申請に関する施行年月日、第13条及び第19条の商品を第三国から直接、輸入国に輸送する際の原産地証明書の申請に関する施行年月日は主務官庁が定める。